

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和8年8月24日

長久手市議会議長 山田けんたろう 殿

長久手市議会議員 わたなべさつ子

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	医療保険制度の改正について 令和8年6月に健康保険法等の一部が改正された。 (1) 日常的な医療に用いる医薬品の保険給付について、どのように見直されたか。 (2) 長期に治療が必要な方のセーフティネットについて、どのように見直されたか。 (3) 後期高齢者医療制度における金融所得の反映について、どのように見直されたか。	
2	N-バス再編方針について 市は、令和9年4月からの運行開始に向けて、N-バス再編を行っている。編成に係り、以下の市の考えを伺う。 (1) 基本運賃は一乗車200円とし、N-バス藤が丘線は名鉄バス路線との調和のため、N-バス西部線に統合する方針である。名鉄バスとN-バスとの運賃の差について、どのように考えているか。 (2) 基本料金を200円にすることで、回数券やフリーパス券はどのように変わるか。 (3) 運賃無料枠を拡充するが、減収分の財源として何を想定しているのか。 (4) 運行日を平日及び土曜日とし、日曜日及び祝日を運休する方針である。市は乗降調査を定期的の実施しているが、どのような結果から導き出した方針なのか。	

	(5) N-バス三ヶ峯線については、公園西駅を起終点とし、運行距離を短くして1日の運行便数を増やす方針である。また、三ヶ峯ニュータウン以外の新しい住宅街にもアクセスするとのことである。具体的にどのような計画か。 (6) デマンド型交通の予約方法は、どのようなものを想定しているか。 (7) 各バス停について、可能な場所にはベンチを設置しないか。	
3	水道未給水地域住民の生活用水の安定確保について 市内の水道未給水区域に居住する市民から、安定した飲料水・生活用水の確保の要望がある。全国には、飲料水安定確保対策事業補助金や飲用井戸等整備事業費補助金、飲用水確保対策事業補助金などを設けている自治体もある。担当する課は生活課や上水道課、環境企画課、水道課、生活安全課など、様々である。 長久手市の上水道事業は愛知中部水道企業団が行っており、配水補助管助成金制度がある。その制度は配水管の布設延長100メートルを限度として、舗装道路は1メートルにつき25,000円、上限として100メートルで250万円まで助成するが、現在、生活用水の確保に困窮している市民宅は既設の水道管から450メートル離れており、350メートル分もの工事費が自費になるため、大変な負担になる。なお、この市民は引き続き今後も居住する意向である。 長久手市の水道普及率は99.9%である。長期的に飲料水を含む生活用水が不足している世帯における、生活用水の安定的確保と、安心して生活できる環境整備のために、水道本管布設に関する費用や飲用井戸の整備費用の助成を行わないか。	